

※風俗営業所管理者講習の実施



シンボルマーク

○ 根拠規定、受講通知等

風俗営業所の管理者に対する講習は、風営適正化法第24条第6項の規定に基づき実施しており、風俗営業者は、3年に1回、管理者に定期講習を受講させなければなりません。

令和7年度は、料理屋、お茶屋等の管理者が対象となります。

受講日の約1ヶ月前に、管理者講習通知書を送付します。

通知書を受けた営業者（法人代表者）の方は、必ず、管理者に受講させてください。

○ 講習会に持参する物

- ・ 管理者講習通知書
- ・ 風俗営業管理者証
- ・ 管理者講習申込書（予め管理者氏名、住所、連絡先の記載をお願いします。）
- ・ 講習受講料納付済証（京都府手数料2600円分）
（同封の京都府公金納付書により、あらかじめ、金融機関、コンビニ等でお支払い下さい。）
- ・ 筆記用具

○ 講習を受ける際の注意事項等

- ・ 代理人の受講は認められません。

※ 管理者を変更している場合は、変更手続きが必要です。直ちに管轄の警察署に届けて下さい。

- ・ 営業者は、やむを得ない理由で当該管理者に受講させることができないときは、その理由、管理者の氏名、住所、営業所の名称及び所在地を記載した書面を講習日の10日前までに営業所の所在地を管轄する警察署生活安全係に提出してください。
- ・ 正当な理由なく受講させないときは、行政処分を受けることがあります。
- ・ 風俗営業を廃業している方は、管轄警察署生活安全係を通じて、速やかに許可証返納（廃業）の手続きをしてください。

令和7年度管理者講習実施年間計画書

月 日	時 間	講 習 種 別	講 習 場 所	管轄警察署	受講対象
7月2日	午後1時30分から おおむね4時間	定 期 講 習	アグリセンター大宮 1 階研修室	京丹後	料理屋
7月10日	午後1時30分から おおむね4時間	定 期 講 習	みやづ歴史の館(中央公民館) 大会議室	綾 部	料理屋
				福 知 山	
				舞 鶴	
				宮 津	
9月上旬	午後1時30分から おおむね4時間	定 期 講 習	京都市大学のまち交流センター (京都キャンパスプラザ)	川 端	料理屋
				上 京	
				中 京	
				下 京	
				下 鴨	
				伏 見	
9月中旬	午後1時30分から おおむね4時間	定 期 講 習	京都市大学のまち交流センター (京都キャンパスプラザ)	右 京	料理屋
				南	
				北	
				西 京	
				向 日 町	
				宇 治	
				城 陽	
				田 辺	
				木 津	
				亀 岡	
9月下旬	午後1時30分から おおむね4時間	定 期 講 習	京都市大学のまち交流センター (京都キャンパスプラザ)	東 山	料理屋
					お茶屋
1 0月中旬	午後1時30分から おおむね4時間	定 期 講 習	上七軒歌舞練場	上 京	お茶屋
1 1月下旬	午後1時30分から おおむね4時間	定 期 講 習	先斗町歌舞練場	中 京	お茶屋
				下 京	
1 2月上旬	午後1時30分から おおむね4時間	定 期 講 習	祇園甲部歌舞練場	東 山	お茶屋
2月中旬	未 定	定 期 講 習	未 定	未受講者対象	
3月上旬	未 定	処 分 時 講 習	未 定	府下全署対象	